



子どもの権利相談室

やまなしへスマイル



マスコット
キャラクター

機関紙 第2号 令和6年7月発行

暑い日が続いているですが、もうすぐみんなが楽しみにしている夏休みですね。

あとひと頑張りです。ファイト！

でも

夏休みには、思わぬ 危険 が……。



楽しい夏休み

夏休みだけが危険ということではありませんが、特に、長い休みとなる夏休みは、普段より気持ちが開放的になります。また、活動的になり、行動範囲が広がったり、知らなかった多くの人と出会ったりすることがあると思います。

この機会にいろいろな経験をして、楽しい夏休みにしてほしいと思いますが、学校や部活動、塾や習い事、旅行や遊びなど、外出かけるときには、交通事故をはじめ、事故には十分に注意してほしいと思います。



テルちゃん、ここで、自分には関係ないと思っている 危険 な例を2つ話しますね。

その後、それらの危険と、みなさんを守るための 子どもの権利条約 との関係についてちょっとみてみよう。

相談員さん、
夏休みには
どんな危険があるの？



例えば

危険 I

夏休みで時間があるからといって、携帯ばかりしていると、思わぬところで個人情報の流出や危険なサイトへのアクセス、ゲームへの多額の課金などのSNSでのトラブルに巻き込まれることがあります。



例えば

危険 II

夏休み中は、普段より気分が開放的になり、好奇心からほんの軽い気持ちで麻薬や覚醒剤などを入手したり興味本位にそれを使用したりすることも考えられます。



第17条【適切な情報の入手】

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利を持っています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どもになる情報が多く提供されるようにするために、子どもに良くない情報から子どもを守らなければなりません。

日本ユニセフ協会抄訳

子どもの権利条約

第33条【麻薬、覚せい剤などからの保護】

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。

覚せい剤使用の刑罰は、
「10年以下の懲役」です。



ここで、ちょっと

豆知識



【虞犯少年(ぐはんじょうねん)】

① 犯罪を犯していないものの、将来的に犯罪を犯したり、刑罰法令に触れる行為をしたりするおそれのある少年のこと。

【ぐ犯事由】

少年法3条1項3号では、ぐ犯少年となる事由（ぐ犯事由）として、次の4つを規定しています。

①保護者の正当な監督に服しない性癖のあること（深夜徘徊や無断外泊、家庭内暴力など）

②正当の理由がなく家庭に寄りつかないこと（家出など）

③犯罪性のある人もしくは不徳な人と交際し、またはいかがわしい場所に出入りすること（暴走族や暴力団との交流など）

④自己または他人の徳性を害する行為をする性癖のあること（援助交際、パパ活など）

みなさんは権利について考えたことがありますか？

権利とは、みなさんの権利を守るためにルールのようなものです。ですから、みなさんは、生まれたときからいろいろな権利によって守られています。赤ちゃんがミルクを飲むのも、みなさんが、毎日、ご飯を食べるのも生きる権利や育つ権利、幼稚園や学校に行くのは、学ぶ権利、友だちと遊ぶことは、遊ぶ権利、疲れたからゴロゴロするのも休む権利があるからです。以前は、20歳からだった選挙権が、18歳からとなりました。高校3年生の中には、すでに投票する権利を持っている人もいます。

このように、みなさんは、たくさんの権利があり、それによって守られています。でも、権利には、忘れてはいけない約束があります。それは、自分の権利を使うときには、他の人の権利を守らなければならないということです。権利は、みなさんが幸せに暮らすためにとても大切なものです。自分の権利を大切にしながら、他の人の権利も大切にすることを忘れないでください。

